

毎週火・金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 クリーニング業法施行細則の一部改正
- ◇告示 種番証明書の有効期間の延長
保育所保育単価の設定
土地改良区役員の退任及び就任
解除予定保安林
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験の合格者

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和二十五年十月鳥取県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二各号列記以外の部分中「第二項第四号」を「第三項第五号」に改め、同条第二号中ロを削りハをロとし、ニをハとし、同条第五号中イ及びロを削り、ハをイとしニをロとし、ホをハとする。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第二号

← 20センチメートル →

第 号

クリーニング業法による
営業届出済証

出年月日 昭和 年 月 日

クリーニング所所在地

氏 名

年 月 日生

保健所 圃

↑ 15センチメートル ↓

届

別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第六号

クリーニング師免許申請書

本籍地

現住所

氏名
年月日

一 業務を行なおうとする場所
クリーニング業法第六条の規定によりクリーニング師
の免許を受けたので、関係書類を添えて申請しま
す。

昭和 年 月 日

氏名

鳥取県知事 殿

注 戸籍の謄本又は抄本及び合格証書の写を添付す
ること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九十七号

昭和三十四年度に実施された定期種畜検査に基き交付
された種畜証明書のうち、その有効期間が昭和三十五年
度定期種畜検査実施の日以前に満了するものについては
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六条
第二項の規定により、その種畜証明書の有効期間は昭和
三十五年度定期種畜検査の日まで延長された。

昭和三十五年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十
四条の規定に基づき、市町村長が保育所に入所の措置を
とつた場合における入所後の保護につき、同法第五十一
条第一項第一号の規定により市町村の支弁する措置費の
保育単価を次のように定め、昭和三十五年四月一日から

適用する。

昭和三十五年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和35年度分保育所保育単価設定表

市町村名	施設名	保育単価	市町村名	施設名	保育単価
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,000	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,170	鳥取市	東山南児童養育施設	1,000
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,000	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,000	鳥取市	東山南児童養育施設	1,000
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,000	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,070	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,070	鳥取市	東山南児童養育施設	850
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,070	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,070	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,170	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,000	鳥取市	東山南児童養育施設	1,070
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,170	鳥取市	東山南児童養育施設	1,070
鳥取市	みまわし児童養育施設	920	鳥取市	東山南児童養育施設	850
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,170	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	830	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,000	鳥取市	東山南児童養育施設	1,160
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,070	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	830	鳥取市	東山南児童養育施設	1,080
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,070	鳥取市	東山南児童養育施設	920
鳥取市	みまわし児童養育施設	850	鳥取市	東山南児童養育施設	740
鳥取市	みまわし児童養育施設	920	鳥取市	東山南児童養育施設	770
鳥取市	みまわし児童養育施設	1,070	鳥取市	東山南児童養育施設	830
鳥取市	みまわし児童養育施設	920	鳥取市	東山南児童養育施設	1,170

境市	上外せ	道江ん	育所	820 770 920	八東町	東部	保育所	920 920
美町	浦本大綱東清田	富庄岩代生後岩	育所	770 920 1,070 1,070 1,070 1,070 1,070	八安	船	保育所	820 1,070
岩	豊	保	育所	820	船	船	保育所	820
福部村	福部成	保	育所	820	若	中	保育所	820
津ノ井村	津井	保	育所	820	若	小	保育所	820
智ノ頭町	諺岐	保	育所	780 1,070	若	小	保育所	820
用ヶ瀬町	大用村	保	育所	1,070 1,850 1,070	若	小	保育所	820
河	河内	保	育所	740 920 920	合	後津野寺	保育所	920 920 920
家町	中門都私私都	保	育所	820 920 920 920 920 850 1,070	朝	三三加竹大小	保育所	1,070 920 920 920 920 920

関金町	関金第三	保育所	920 920	大山町	所高	子露山	保育所	820 1,070 820
北	北条東中西	保育所	820 820 920	江	江和川	江和川	保育所	780 820 920
大	大田大	保育所	850 820 820 1,070	日吉津村	日吉津	日吉津	保育所	820
東	東	保育所	770 920 920	西	法勝寺	法勝寺	保育所	770
赤	赤成安	保育所	770 850 920 920 819	江府	緑ヶ丘	緑ヶ丘	保育所	920
中	中	保育所	920	日野	根日黒	雨野坂	保育所	920 920 920
名	名	保育所	920 920	日	矢	戸	保育所	920 920 820
会	会	保育所	920 920	日	多	里	保育所	920 920 820

鳥取県告示第百九十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八

条第十項の規定により、桜谷土地改良区から次のように
役員が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事 大門 健蔵 鳥取市桜谷

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

果当選し、同日就任、任期二年。

鳥取県告示第二百号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一、二四〇の一、二四〇の二地番（次の図に示す部分に限る。）

所在の森林

指定の目的 水源かん養林

解除の理由 ウラン採鉱に伴なう附属施設敷地とするため

申請者 東京都千代田区平河町

原子燃料公社理事長 高橋幸三郎

（「次の図」は省略し、その関係図面を鳥取県経済部林務課及び三朝町役場に備え、昭和三十五年五月四日から昭和三十五年六月二日まで、一般の縦覧に供する。）

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八條第一項第三号の規定による昭和三十五年第一回毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十五年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

（一般）

住 所 氏 名

八頭郡佐治村古市一六六

米子市皆生一、八八九

境港市高松町

鳥取市藪片原町一三ノ三

境港市中野町三五三

（農業）

鳥取市大杖一八六

八頭郡智頭町大字早瀬一五五

〃 〃 八東町富枝二七五

〃 〃 日野郡日南町宮内八四〇ノ一

〃 〃 江府町助沢八六

〃 〃 西伯郡中山町下市三六

〃 〃 〃 〃 岡五一一

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

長谷 好昭

山田 正枝

渡辺 猛

細川 洋子

佐々木勝代

山田 勇男

長石 次郎

矢部 敏勝

田辺 皓三

眞壁 和博

橋井てるゑ

大西 快茂

田中とし子

宅野、義明

筈見 和夫